

区役所へ
来庁せずに
できる手続きも
あります



窓口の
呼び出し状況



区役所からのお知らせ

北部・南部サービスセンターでは
戸籍、住民票の写し、市税に関する
証明書等の発行業務を行っています

〈北部サービスセンター〉 ☎6791-0446

場所／加美鞍作1-9-3

〈南部サービスセンター〉 ☎6709-1201

場所／長吉出戸5-3-58

コミュニティプラザ平野(区民センター)2階

業務日時／月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く) 9:30～16:15

戦没者等の遺族に対する
特別弔慰金のご案内

戦後80年にあたり、今日の我が国の平和と、繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金が支給されます。

第12回特別弔慰金の支給には請求が必要となります。申請手続きなど、詳しくはホームページをご確認ください。

問合せ 安全安心まちづくり課 ②1番窓口 ☎4302-9734



詳しくはこちら
(4月1日
公開予定)

あなたの身近な相談相手「民生委員・児童委員」

守秘義務を持ち、生活や福祉、介護、子育てなどに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関へつなぐことが主な活動です。

その他にも地域における高齢者や子どもを対象とした見守り活動等、安心して暮らせるまちづくりに向けた活動を行っています。

問合せ 保健福祉課(地域福祉) ③3番窓口 ☎4302-9941



子育て情報

乳幼児健診のお知らせ

対象の方には事前に個別にご案内します。ご都合がつかない場合は日程変更もできます。

- 3か月児健康診査
4月 4日(金) 令和6年12月1日～15日生まれの方
4月18日(金) 令和6年12月16日～29日生まれの方
- 1歳6か月児健康診査
4月17日(木) 令和5年9月16日～10月6日生まれの方
- 3歳児健康診査
4月10日(木) 令和3年9月7日～27日生まれの方
4月24日(木) 令和3年9月28日～10月14日生まれの方

※対象生年月日は変更となる場合があります

詳しくはこちら▶



問合せ 保健福祉課(地域保健) ③2番窓口 ☎4302-9882

はとぼっぼ教室

無料

親子でいろいろな体験をする遊びの教室です。入園前にたくさんの人と出会ってみませんか？

日時／5月28日～令和8年3月11日
第2、4水曜日、10:00～11:30【全15回】
ただし、7・12月の第4週目、8月、祝日は除く

場所／平野区子ども・子育てプラザ

対象・定員／概ね2歳児と保護者 15組
(申込み多数の場合抽選)

申込期間／4月1日(火)～9日(水)

申込／電話または来館
※受付後、対面での説明がありますので、4月10日(木)または11日(金)10:00～11:30に親子で来館してください

問合せ 平野区子ども・子育てプラザ(瓜破3-3-64) ☎6707-0900



防災・防犯情報

住宅用火災警報器を定期的に点検しましょう

住宅用火災警報器が設置義務化してから10年以上経過しています。火災が大きくなる前に警報音などで知らせ、消火や避難するための重要な設備です。

しかし古くなると電池切れや機器の寿命などで、火災を感知しなくなることがあり、危険です。ご自身で簡単に点検ができますので、定期的に住宅用火災警報器が鳴動するかテストしましょう。

点検方法は、本体の引きひもを引くものや、ボタンを押して点検できるものなど、機種によって異なります。なお、次の場合には作動試験を必ず行いましょう。

- 1.初めて設置したとき
- 2.電池を交換したとき
- 3.汚れなどの清掃をしたとき
- 4.設置場所を変更したとき
- 5.故障や電池切れが疑われるとき
- 6.長期留守にしたとき

詳しくはホームページをご覧ください。

問合せ 平野消防署(予防担当) ☎6790-0119



詳しくはこちら▶



大阪教育大学附属平野五校園と
防災に係る協力体制に関する協定を締結しました

平野区役所は、令和7年3月13日(木)に、災害時における被災者及び避難者に対する支援体制の充実と、平時における大阪教育大学附属平野五校園に在籍する生徒、児童、園児や保護者に対する防災教育を充実させるため、大阪教育大学附属平野五校園(附属幼稚園、附属平野小学校、附属平野中学校、附属高等学校平野校舎及び附属特別支援学校)と防災に係る協力体制に関する協定を締結しました。

今後、本協定に基づき、安全・安心なまちづくりの一層の推進に向けて相互協力を行うこととなります。

問合せ 安全安心まちづくり課 ②1番窓口 ☎4302-9734



▲協定を締結した大阪教育大学附属
各学校長と武市平野区長

詳しくはこちら▶



3月24日(月)運用開始!
マイナンバーカードを運転免許証として
利用できるようになります。

マイナンバーカードを運転免許証として、利用できるようになります。

★免許書は選べる3タイプ

- ・免許証のみ
- ・マイナ免許証のみ
- ・両方

※運転の際は免許証またはマイナ免許証のいずれかを携帯

★一体化のための手続きは?

運転免許センター等で手続きが可能です。門真試験場と光明池試験場で手続きしています。

※天王寺警察署、高槻警察署、豊中警察署、松原警察署、岸和田警察署でも手続きはできますが、手続き完了まで2度の来署が必要です

★免許情報の確認はどうするの?

専用アプリで確認します。

※アプリはGoogle play、app store、Microsoft store等でダウンロードしてください(令和6年12月12日時点での情報となりますので、変更される可能性があります。)

★マイナンバーカードを免許証として使える!
だから、メリットたくさん!

- ・住所変更等がラクに!(マイナ免許証のみ保有者)
氏名、住所または生年月日の変更は自治体に届け出るだけで完了!免許センター等での変更手続きが不要になります。
- ・オンライン更新時講習が受講可能に!
(優良・一般運転者)
マイナポータルとの連携で、オンライン更新時講習の受講が可能になります。
- ・住所地以外での更新の迅速化・申請期間延長!
(優良・一般運転者)
住所地以外での免許センターで行うことのできる免許証の更新手続(経由地更新)が迅速化されます。
- ・更新手数料が安く
マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が安くなります。

※金額等は大阪府警察のホームページを参照してください

問合せ 平野警察署(交通課) ☎6769-1234

